

与謝野町内教育・体育施設の使用料について

社会教育施設および、屋内体育施設の使用料は原則前納となります。なお、利用申請は原則利用日の1週間前までにお済ませください。

施設利用料金表

公民館の名称	施設名	午前	午後	夜間	設備等
		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	
中央公民館	大会議室	2,000円	2,500円	3,000円	冷暖房費 1,500円
	研修室	1,000円	1,500円	2,000円	冷暖房費 500円
	その他の部屋	750円	750円	1,200円	
加悦地域公民館	大ホール	1,500円	2,000円	2,500円	冷暖房費 2,000円
	会議室	600円	800円	1,000円	冷暖房費 1,000円
	日本間				
	その他の部屋	400円	500円	600円	冷暖房費 500円
若者センター	研修室	400円	500円	600円	冷暖房費 500円
	和室	200円	300円	400円	冷暖房費 300円

備考： 町外住民の使用の場合は使用料を2倍とする。

施設名	全日	半日	夜間	設備等	
	9:00～22:00	9:00～13:00 13:00～17:00	17:00～22:00		
岩滝地域公民館 知遊館	展示室	4,000円	1,400円	1,600円	
	視聴覚室	3,400円	1,200円	1,400円	
	研修室1	3,400円	1,200円	1,400円	
	研修室2	3,400円	1,200円	1,400円	
	研修室3	3,400円	1,200円	1,400円	
	研修室4	2,200円	800円	1,000円	
	控室1	2,200円	800円	1,000円	
	控室2	2,200円	800円	1,000円	
	栄養指導室	4,000円	1,400円	1,600円	
	和室	3,400円	1,200円	1,400円	
	あじさいホール	22,000円	8,000円	9,000円	
	団体事務室	一般貸出はしない。			
	子育てふれあい室	4,000円	1,400円	1,600円	
	工房	4,000円	1,400円	1,600円	

備考： 町外住民の使用の場合は使用料を2倍とする。 あじさいホールを準備・リハーサルで使う場合は半額。

屋外体育施設	区分	午前	午後	夜間	設備等
		8:30～12:30	13:00～17:30	18:00～21:30	
大江山運動公園グラウンド	半面利用	800円	800円	野球 5,000円 ソフトボール 2,000円	
	全面利用	1,600円	1,600円	その他 1,000円	
算所地区社会体育グラウンド	全面利用	800円	800円		
旧与謝小学校運動場	全面利用	無料	無料		
岩滝グラウンド	半面利用	800円	800円	A面:30分ごと 700円	
	全面利用	1,600円	1,600円	B面:30分ごと 300円	
野田川グラウンド	半面利用	800円	800円	30分ごと 500円	
	全面利用	1,600円	1,600円		
旧岩屋小学校運動場	全面利用	無料	無料	1回 1,500円	
大江山運動公園テニスコート	1コート	400円	400円	1時間ごと 500円	
城山公園テニスコート	1コート	400円	400円	1時間ごと 500円	
野田川テニスコート	1コート	400円	400円	1回 800円	
岩滝ゲートボール場	1コート	200円	200円	1時間ごと 100円	

備考： 町外住民の使用の場合は使用料を3倍とする。ただし、旧与謝小学校運動場、旧岩屋小学校運動場の利用については与謝野町に在住、又は在勤する方に限る。 ナイター利用期間は4月1日から11月30日までとする。

屋内体育施設	区分	午前	午後	夜間	設備等
		8:30～12:30	13:00～17:30	18:00～22:00	
大江山運動公園体育館	半面利用	500円	500円	500円	
	全面利用	1,000円	1,000円	1,000円	
旧与謝小学校体育館	全面利用	500円	500円	500円	
岩滝体育館	半面利用	500円	500円	500円	
	全面利用	1,000円	1,000円	1,000円	
岩滝小体育館	全面利用	500円	500円	500円	
野田川体育館	全面利用	600円	600円	600円	
旧岩屋小学校体育館	全面利用	500円	500円	500円	
大江山運動公園体育館柔道場	全面利用	200円	200円	200円	
岩滝柔道場	全面利用	300円	300円	300円	
野田川体育館柔道場	全面利用	200円	200円	200円	
岩滝剣道場	全面利用	300円	300円	300円	

備考： 町外住民の使用の場合は使用料を3倍とする。ただし、旧与謝小学校体育館、旧岩屋小学校体育館の利用については与謝野町に在住、又は在勤する方に限る。